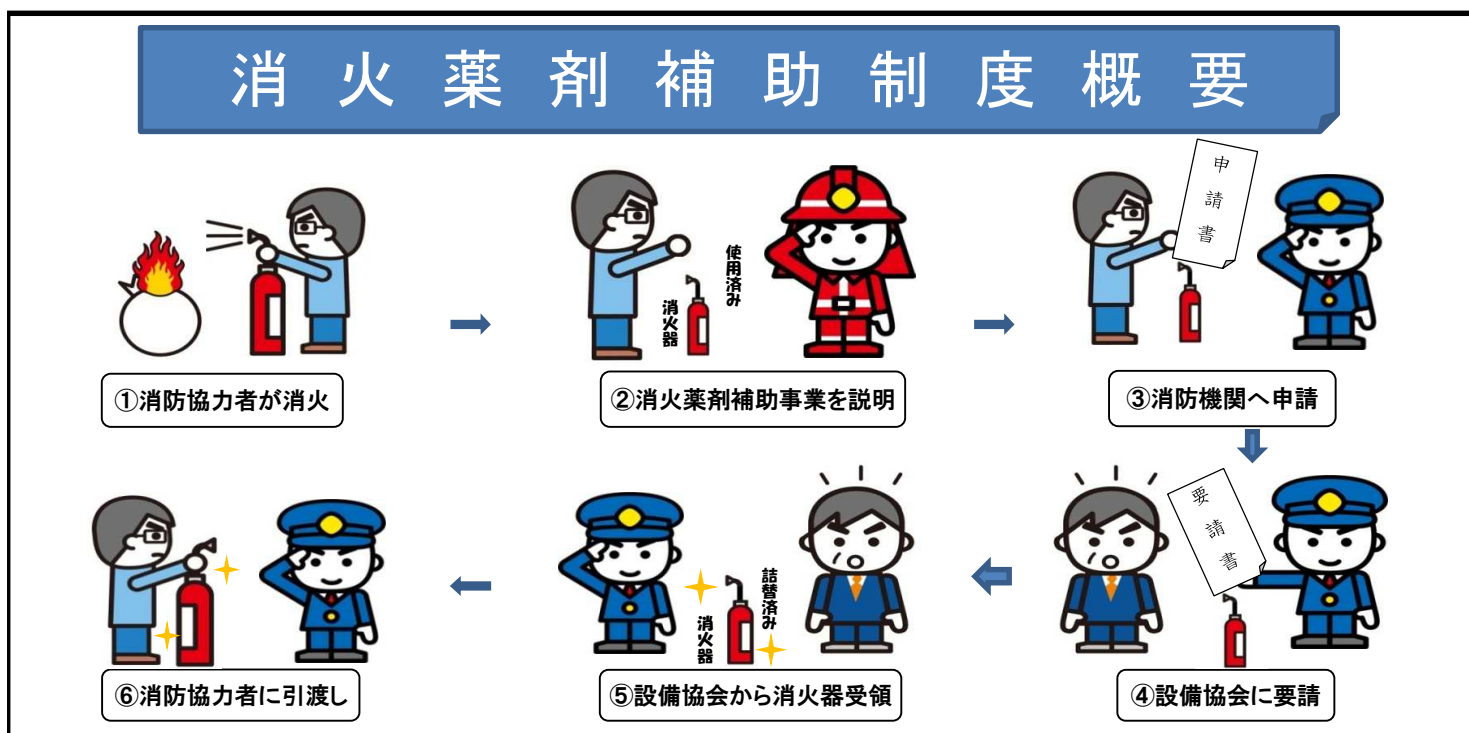


# 消火薬剤補助事業

遠軽地区広域組合消防本部では、平成25年4月1日から一般社団法人北海道消防設備協会北見支部のご協力により、当組合管内で発生した火災において、初期消火のために使用した消火器に対し、無償で消火薬剤の詰め替え等を行っていただいています。

対象となる消火器は、近隣住民などが善意により初期消火を行うために使用した、自らが所有する消火器です。

## 消火薬剤補助制度概要



※ 本制度は、一般社団法人北海道消防設備協会北見支部と使用済み消火器の消火薬剤詰め替え等の協力について協定を結び実施しています。

### 補助の方法

消火薬剤詰め替え又は同等製品との交換（原則は詰め替え）

### 申請方法

補助対象の消火器が使用された日から速やかに、使用した消火器を持参し、「消火薬剤詰め替え等補助申請書」により消防長へ申請してください。

### 補助対象外となる消火器

- ・ 応急消火義務者（火災が発生した建物と直接関係のある者など）が所有する消火器
- ・ 消防職員が火災において使用されたかを確認できない消火器
- ・ 火災が発生した建物に消防法令の規定に基づいて設置されている消火器
- ・ 使用期限が切れている消火器